第56回宮城県国土利用計画審議会

Ⅰ 日 時 : 平成24年1月26日(木)午後2時から午後2時45分まで

Ⅱ 場 所 : 宮城県行政庁舎 庁議室(4階)

- Ⅲ次第
 - 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 委員紹介
 - 4 議 事
 - (1) 会長の選任について
 - (2) 国土利用計画制度の概要について
 - (3) 宮城県土地利用基本計画図の変更(案) について
 - (4) 東日本大震災復興特別区域法に基づく特例について
 - (5) その他
 - 5 閉 会

(資料)

① 宮城県国土利用計画審議会の概要 (資料1)② 国土利用計画制度の概要 (資料2)③ 宮城県土地利用基本計画図の変更(案) (資料3)④ 東日本大震災復興特別区域法に基づく特例 (資料4)

Ⅳ 出席者名簿

1. 委員(13名中11名出席)

氏 名	職名	出欠
稲 村 肇	東北工業大学教授	出
奥 村 誠	東北大学教授	出
山本和恵	東北文化学園大学准教授	出
渡邉祥音	JAみやぎ女性組織協議会顧問	出
鈴 木 登	宮城県森林組合連合会代表理事専務	出
相 澤 きよの	宮城県商工会女性部連合会副会長	欠
高 橋 厚 子	宮城県援護寮所長	出
青 田 令 子	(社)宮城県不動産鑑定士協会理事	出
井 口 経 明	市長会副会長(岩沼市長)	出
齋 藤 邦 男	町村会副会長(亘理町長)	出
岩谷芳江	消費生活コンサルタント	出
渡辺能久	宮城県青年会議副会長	出
大 友 富 子	宮城県地域婦人団体連絡協議会監事	欠

2. 事務局 (7名)

	氏 名			職名	備考
伊	藤	和	彦	震災復興・企画部長	
後	藤	康	宏	震災復興・企画部次長	
斉	藤	敬	_	地域復興支援課長	
田	村	賢	治	地域復興支援課課長補佐 (総括担当)	
Щ	田	隆	志	地域復興支援課課長補佐(計画指導班長)	
中	條		保	地域復興支援課課長補佐	
柳	谷	憲	治	地域復興支援課主任主査	

V 会議の概要

- 1. 午後2時,司会の田村地域復興支援課課長補佐(総括担当)が開会を宣言し,会議が有効に成立する旨の報告を行った。(定足数7名以上出席)
- 2. 伊藤震災復興・企画部長のあいさつの後,事務局から各委員の紹介及び審議会の概要説明を行った。
- 3. 議事の(1)会長の選任について、国土利用計画審議会条例第4条第1項の規 定により会長の選任を諮ったところ、稲村肇委員が会長に選任された。
- 4. 稲村肇委員が会長就任のあいさつを行い、同条例第5条第1項の規定により議長となった。会長職務代理者には奥村誠委員を指名した。
- 5. その後の議事について、斉藤地域復興支援課長が説明を行った後、審議が行われ、審議案件については案のとおり承認され、審議会を終了した。

VI 会議運営に関する報告・確認事項等

1. 定足数の報告

国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により,定足数である過半数(7名)を満たし,有効に成立していることを報告した。

- 2. 審議の公開・非公開の確認 議事の公開を確認した。
- 3. 議事録署名委員の指名

審議会運営規程第5条第1項の規定により、「山本和恵委員」「渡邉祥音委員」 の2名を議事録署名委員に指名した。

Ⅲ 議事録(発言要旨)

田村課長補佐 議事(1)の会長の選任についてお諮りする。

会長は、当審議会条例第4条の規定により、委員の互選によって定めること になっているが、御意見は。

10.8 2 (1.8%) | |

井口委員 稲村肇委員にお願いしたい。

田村課長補佐 ただいま、稲村肇委員にお願いしたいという御発言があったが、その他御意

見は。

(意見なし)

田村課長補佐 稲村肇委員には前期も会長をお務めいただいたが、引き続きお願いするとい

うことでよろしいか。

(異議なし)

田村課長補佐 稲村肇委員を会長に選任することに御異議ないようなので、稲村肇委員が会

長に選任された。就任の御挨拶をいただきたい。

稲村会長 これから3年間、御協力をよろしくお願いしたい。

私は前期も会長を務め、前期は県国土利用計画の改定などを行ったが、今期は震災復興ということで非常に重責である。皆様の御協力のもと、よりよい県

土利用ができるように進めていきたい。

稲村会長 (会長職務代理者の指名) 奥村誠委員

(議事録署名委員の指名) 山本和恵委員, 渡邉祥音委員

稲村会長 それでは、議事(2)の国土利用計画制度の概要について、事務局から説明

願う。

斉藤課長 資料2を説明

斉藤課長 ここまで国土利用計画や土地利用基本計画について御説明してきたが、この

たびの東日本大震災を受けて、その見直しが必要であると認識している。市町 村の震災復興計画やまちづくりの方向性、具体的な復興整備事業なども確認の 上、次回の審議会では見直しの方向性や改定スケジュールなどもお示しした

۷١₀

稲村会長 次回の審議会とはいつ頃か。

斉藤課長

現段階では、来年の今頃の時期になるものと考えている。

稲村会長

震災復興計画を踏まえた国土利用計画の変更案が出されることになるのか。

斉藤課長

現在の計画は、宮城県沖地震を念頭に「安全で安心できる県土利用」を基本方針の一つに掲げており、震災に対する記述が既にある程度盛り込まれているが、今回の未曾有の大災害を受けて、特に被災地を中心に土地利用の見直しが進むものと見込んでいる。防災集団移転促進事業の実施に伴う森林の減少や、あるいは土地区画整理事業の実施に伴う農地の減少などが見込まれるので、そういった想定されることも含め、どのような形での見直しがいいのか、スケジュールはどういう形で進めるのかということなどを、次回御説明させていただきたい。

稲村会長

他に質問はないか。

(質問なし)

稲村会長

次に、議事(3)の宮城県土地利用基本計画図の変更(案)について、事務局から説明願う。

斉藤課長

資料3を説明

稲村会長

仙台農業地域の縮小について、区画整理に向けた話し合いはうまく進んでいるのか。

斉藤課長

進んでいるようである。こちらについては、平成 22 年 5 月に改定された「仙塩広域都市計画の整備、開発及び保全の方針」の中で「市街化区域編入予定地区」として位置づけられており、震災を契機に新たに計画されたものではないが、仙台市の復興計画の中で、津波被害の危険性が高い地区の移転先の候補地として位置づけられており、震災により新たな要素が加わった一面はある。そういったことからも、鋭意作業が進んでいるものと思われる。

稲村会長

他に意見はないか。

(意見なし)

稲村会長

なければ、本案については、案のとおり異議ない旨答申してよろしいか。

(異議なし)

稲村会長

それでは、本案については、異議なしと認め答申することに決定する。なお、 答申の文案については、会長一任でよろしいか。 (異議なし)

稲村会長

次に,議題(4)の東日本大震災復興特別区域法に基づく特例について,事務局から説明願う。

斉藤課長

資料4を説明

稲村会長

復興整備計画を協議会で協議し、公表すれば、例えば都市計画審議会での審議などの手続が全て不要になるということか。

斉 藤課長

都市計画審議会での審議や、その他必要な手続を要する場合もあり、必ずしもオールマイティーではない。しかし、従来であれば複数の窓口で複数の手続を経て事業を進めてきたが、今度は県、国など規制を所管する関係者が逆に協議会の中に入り、一緒にまちづくりを議論する中で、計画により特例が認められるものについてはその場で全て解決できるようにするというものである。都市計画審議会の開催や、公告・縦覧手続など、省略されないものもいくつか残されており、必ずしも万能ではないが、一定程度手続が簡略化される制度にはなっている。

稲村会長

来年度の1月くらいになれば復興整備計画がまとまるので、この審議会が開催できるだろうという見通しなのか。

斉藤会長

現在いくつかの市町で、できるだけ年度内に計画を策定することを目標に県 とのワーキンググループを開催し、作業を進めている。土木部の都市計画課が 中心となり、市町と一緒に内容を詰めているところである。協議会はだいたい 2 か月に一回くらいずつ開催されることが見込まれている。

土地利用基本計画に関しては、復興整備計画に都市計画区域や農業振興地域、地域森林計画区域の変更に関する事項が盛り込まれる場合には、併せて土地利用基本計画の変更に関する事項も盛り込まれることになる。そして、復興整備計画が公表されることにより、土地利用基本計画の変更がなされたものとみなされることになるものである。国土交通省への確認も行ったが、この場合通常の変更手続は不要との回答であった。しかし、それではこの審議会で土地利用基本計画の変更を把握できなくなるので、審議会には報告事項の形で後ほどまとめて報告させていただきたい。

稲村会長

復興整備計画を策定し、公表したが、事業実施に必要な予算がつかず、計画が変更される場合も見込まれるのか。

伊藤部長

復興整備計画は土地利用の特例に関する計画であるが、他に復興特区法には 復興交付金事業計画というものもあり、こちらも鋭意進めているところであ る。土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などは、この復興交付金事業計 画に基づき実施することになるので、事業に要する費用の目途は、この計画の中で概ねつくということになる。ただし、土地利用上の様々な手続、規制に関しては、復興整備計画の策定により簡素化・効率化を図ることになるため、事業の執行にあたり特例を必要とする場合には、復興整備計画が策定されないと事業に着手できないことになる。

稲村会長

復興整備計画の中に、例えば高台移転を盛り込んだとしても、予算の関係で 規模縮小となれば、土地利用転換の規模も変わってくると思われたが、費用面 については復興交付金事業計画との摺り合わせの中で担保されるということ で了解した。

伊藤部長

ただし、予算の枠取りをして、そして概ねの土地利用を調整の上で決めたとしても、実際の実施段階においては、用地買収やその他住民との様々な合意形成が必要になる。土地区画整理事業と防災集団移転促進事業を当初約 200 箇所見込んでおり、この約 200 箇所の実現を目指していくことになるが、その過程では様々な紆余曲折も予想されている。

稲村会長

土地利用転換の見通しがある程度はっきりしないと,利用目的別の規模の目標も検討しようがないと思ったが、了解した。

奥村委員

土地利用基本計画の五地域について、今回のような災害の場合には、最終的な姿の調整の他に、例えばがれきの一時置場とか、少し様子を見るために何も指定せずにおく区域とか、時間の進行に伴って生じる新しい考え方で位置づけられる土地というのも、ひょっとしたらあると思う。今までは、どちらかというと最終的な姿をもとに五地域が検討されているが、一時的な考え方による土地利用を考えなくてもいいのかなと、不安に思っている。

それと関連してお伺いするが、先ほどの土地利用基本計画に関する説明の中で白地地域というのがあったが、どのようなところが白地地域になっているのか。例えば、水面の埋め立ては終わったが、まだ用途が決まっていない土地などのように、何か一時的な意味合いの土地利用に関する地域なのか。それとも、何か特別の意図があって白地になっているということなのか。白地地域とはどういう地域なのかを追加で教えていただきたい。

斉藤課長

先ほど都市地域など五地域についての説明を行ったが、全ての土地がこの五 地域のいずれかに区分されているわけではない。まだ具体的な土地利用の方向 性が明らかにされていない土地については白地地域の扱いになる。しかし、今 後の土地利用の検討の中で、都市計画法など個別規制法による地域指定や、規 制をかけながら土地を有効に活用していく必要性が出てきたところについて は、それぞれ地域指定がなされることになると思う。

稲村会長

他に質問はないか。

山本委員

復興整備計画は、復興交付金事業計画や復興推進計画と関わり合いながら、いわゆるプロジェクト的に動く計画であろうかと思うが、事業区域を最初に決めて行うのではなく、区域も変わる、予算も変わるという中で動いていくものと思われる。その場合、我々が県土全体を見渡して土地利用を審議するという時には、復興整備計画との関わりをどのように考えればいいのか。

斉藤課長

例えば、南三陸町などのように平地の少ないところで高台移転を行う場合には、森林地域を開発し宅地造成をしなければならない。しかし、そのためには解決すべき様々な土地利用上の課題があるため、関係者が一堂に会し、高台移転をどういう形で実現するか、どのような土地利用上の特例が必要かを調整し、復興整備計画を作ることになる。

このように、復興整備計画はプロジェクト的なものというよりは、土地利用を進める上で様々な規制がある中で、その基準緩和や手続の簡素化・効率化を図るためのものである。プロジェクトの意味合いが出てくるのは、どちらかと言うと復興交付金事業計画の方で、高台移転や集団移転、道路整備など、被災市町が実施する復興に必要な事業は、復興交付金事業計画を作ることにより、国からの手厚い財政支援が得られるという形になっている。このように、復興整備計画で土地利用規制に対応しながら、同時並行でプロジェクトを進めていくという仕組みになっている。

なお、復興推進計画については、いわゆる「特区」という形で、様々な規制 の緩和や、税制上の優遇措置を受けるための計画である。これら3つの計画が、 復興に向けて役立つような仕組みになっているものである。

稲村会長

この審議会としては、復興整備計画ができたところで、利用目的別の規模の目標などを見直すということになると考えている。他に意見はないか。

(意見なし)

稲村会長

その他事務局及び各委員から何かあるか。

(なし)

稲村会長

以上で本日の議事を終了する。